

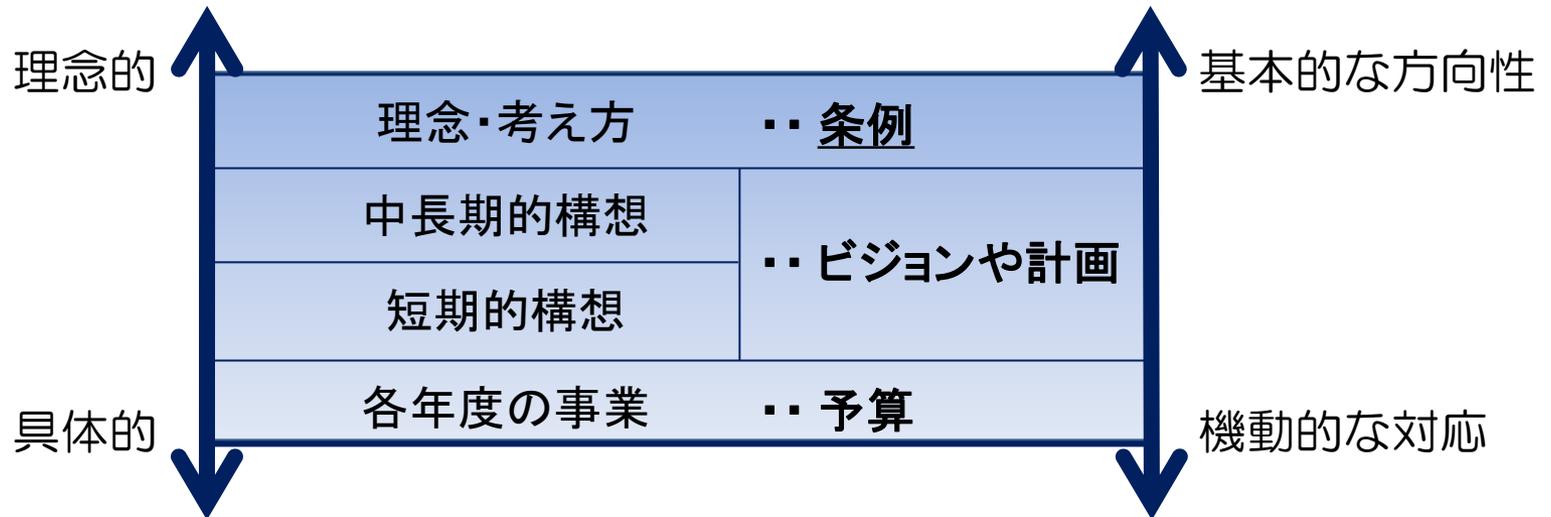
中小企業の振興を目的とした 条例の現状について

平成30年5月29日

産 業 労 働 局

1 地方自治体における中小企業振興の方針の体系

【条例やビジョンなどの関係と体系】



<法律での規定> 中小企業基本法（昭和38年）、小規模企業振興基本法（平成26年）

○地方自治体は、法律の基本理念や基本原則^(※別紙)にのっとり施策を策定し実施。

○各自治体は、区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し実施。

◆「中小企業基本法」に規定する基本理念

(基本理念)

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を發揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 (以下、略)

◆「小規模企業振興基本法」に規定する基本原則

(基本原則)

第三条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の發揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に發揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

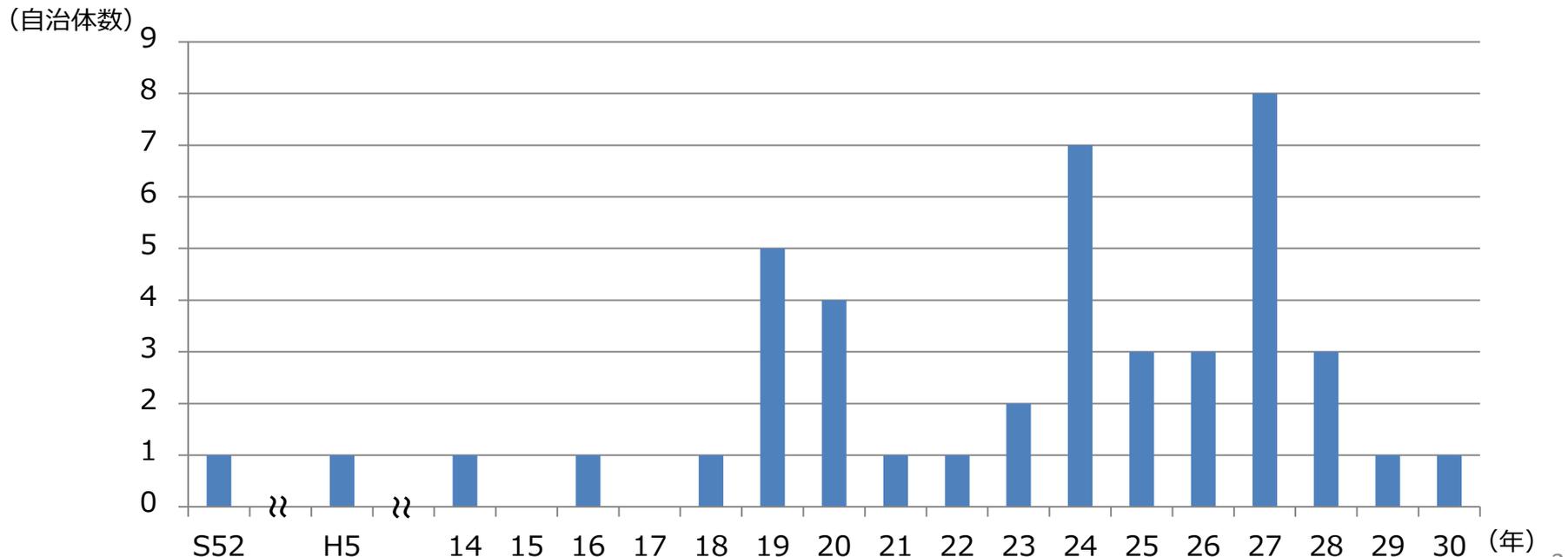
2 道府県の条例の制定の状況

○制定時期の特徴として、以下のことが契機であると推察

- 平成22年 「中小企業憲章」閣議決定
- 平成26年 「小規模企業振興基本法」公布・施行

○その他、社会経済状況の変化や商工関係団体からの要望が契機となっている場合もあると推察

○条例を制定しているのは44団体



3 道府県の条例に盛り込まれている主な内容

基本事項

- 条例の目的
- 文言の定義
- 基本理念
- 基本方針

具体的な施策

- 創業の促進
- 国内外における販路の開拓
- エネルギー使用合理化の取組みへの支援
- 新たな技術等の開発の促進
- 地場産業の振興
- 資金供給の円滑化
- 災害時等における事業継続 など

関係者の役割等

- 自治体の役割
- 中小企業者・小規模企業者の役割
- 中小企業関係団体等の役割
- 関係団体等との連携
- 市町村との連携

その他

- 財政上の措置
- 小規模企業者への配慮

【参考】 道府県の条文の具体例（1）

事項	条文例
基本事項 目的	この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び本自治体の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本自治体の経済の持続的な発展及び住民生活の向上に寄与することを目的とする。
基本事項 基本理念	中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進されなければならない。中小企業の振興は豊富な人材、多様な技術、豊かな自然その他の域内各地域が有する資源の持続的な活用を図ることにより推進されなければならない。
基本事項 基本方針	本自治体は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。 (1) 中小企業者の経営の革新の促進を図ること。 (2) 中小企業の創業の促進を図ること。 (3) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。 (4) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。 (5) 経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。

【参考】道府県の条文の具体例（2）

事項		条文例
関係者の役割等	道府県の役割	本自治体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。
	中小企業者・小規模企業者の役割	中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。
	中小企業関係団体等の役割	中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、本自治体を実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
	関係団体等との連携	本自治体は、国、市町村、中小企業・小規模企業団体、金融機関及び大学等との連携により、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

【参考】道府県の条文の具体例（3）

事項	条文例
創業の促進	本自治体は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び相談その他の必要な施策を講ずるものとする。
国内外における販路の開拓	本自治体は、中小企業・小規模企業の国内外における販路の開拓及び取引拡大の支援のため、取引機会の提供、相談及び支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
エネルギー使用合理化の取り組みへの支援	本自治体は、中小企業者の経営の向上及び改善を図るため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 > 中小企業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する取組への支援
新たな技術等の開発の促進	本自治体は、中小企業者による新たな技術、製品及び役務の開発の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。
地場産業の振興	本自治体は、食品、伝統的工芸品等に係る地場産業を担う中小企業の振興を図るため、販路の拡大、その技術の高度化及び継承の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
資金供給の円滑化	本自治体は、中小企業・小規模企業の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう、必要な施策を講ずるものとする。
災害時等における事業継続	本自治体は、災害が発生した場合等における中小企業者の事業の継続が円滑に行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

具体的
な
施策

【参考】道府県の条文の具体例（４）

事項		条文例
その他	財政上の措置	本自治体は、中小企業振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
	小規模企業者への配慮	本自治体は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。